

平成 2 3 年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画

岡 山 県

目 次

平成 2 3 年度公共用水域の水質測定計画 1

平成 2 3 年度地下水の水質測定計画 2 4

平成 23 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

平成 23 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、里見川、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
	高屋川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*	
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
	備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部	

※ *印は環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 86 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 159 地点において、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区 分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合 計
河 川	51(20)	15(8)	16(5)	4(0)	86(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	86(33)	15(8)	33(16)	25(7)	159(64)

※ () は環境基準点の再掲。

イ 測定項目別の地点数

区分	健康項目	生活環境項目				その他調査項目	
		環境基準点	補助点	その他	計	栄養塩類等	要監視項目
河川	46	33	42	11	86	37	13
湖沼	2	2	2	-	4	4	-
海域	36	29	40	-	69	35	13
合計	84	64	84	11	159	76	26

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助点」とは、環境基準点を補足する測定地点をいう。

「その他」とは、環境基準の類型指定のない水域における測定地点をいう。

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 健康項目は、環境基準点及び主な補助点で年1～4回測定する。

イ 生活環境項目は、年12回測定する。ただし、環境基準点は、2回を通日測定し、年18回とする。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日2回測定することをいう。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で年1～18回測定する。

エ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年1回測定する。

オ その他必要に応じ測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び報告下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（海面下0.5m）及び中層（海面下2m）とする。

6 結果通知等

国土交通省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見されたときは、その影響範囲の把握及び原因究明等のため緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

過年度測定計画からの変更点は、次のとおりである。

【河川】

水域名	地点名	項目	回数	変更の理由
高梁川上流	千屋ダム	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
	一中橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
高梁川中流(1)	中井橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
西川	河本ダム	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
	布原橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
小坂部川	小坂部川ダム	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
	巖橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
有漢川	幡見橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
成羽川	神崎橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
	新成羽川ダム	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
小田川上流	猪原橋	健康項目	2→1	有害物質不検出による測定回数の減
		1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
美山川	栄橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
里見川	鴨方川合流点	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
旭川上流	湯原ダム	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
旭川中流	落合橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
	江与味橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
	八幡橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
新庄川	大久奈橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
砂川	新橋	1, 4-ジ`キサン	0→2	環境基準項目への追加のため
吉井川上流	苫田ダム	1, 4-ジ`キサン	0→2	環境基準項目への追加のため
	嵯峨堰	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
吉井川中流	周匝大橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
	鴨越堰	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
加茂川	加茂川橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
梶並川	滝村堰	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
滝川	三星橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
吉野川	鷺湯橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
笹ヶ瀬川	比丘尼橋	1, 4-ジ`キサン	0→2	環境基準項目への追加のため
	笹ヶ瀬橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
足守川上流	高塚橋	1, 4-ジ`キサン	0→2	環境基準項目への追加のため
足守川下流	入江橋	1, 4-ジ`キサン	0→2	環境基準項目への追加のため
倉敷川	盛綱橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
	倉敷川橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため
高屋川	滝山堰	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
伊里川	浜の川橋	1, 4-ジ`キサン	0→1	環境基準項目への追加のため
小田川	御仮屋橋	1, 4-ジ`キサン	1→2	環境基準項目への追加のため

【湖沼】

水域名	地点名	項目	回数	変更の理由
児島湖	湖心	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため
	樋門	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため

【海域】

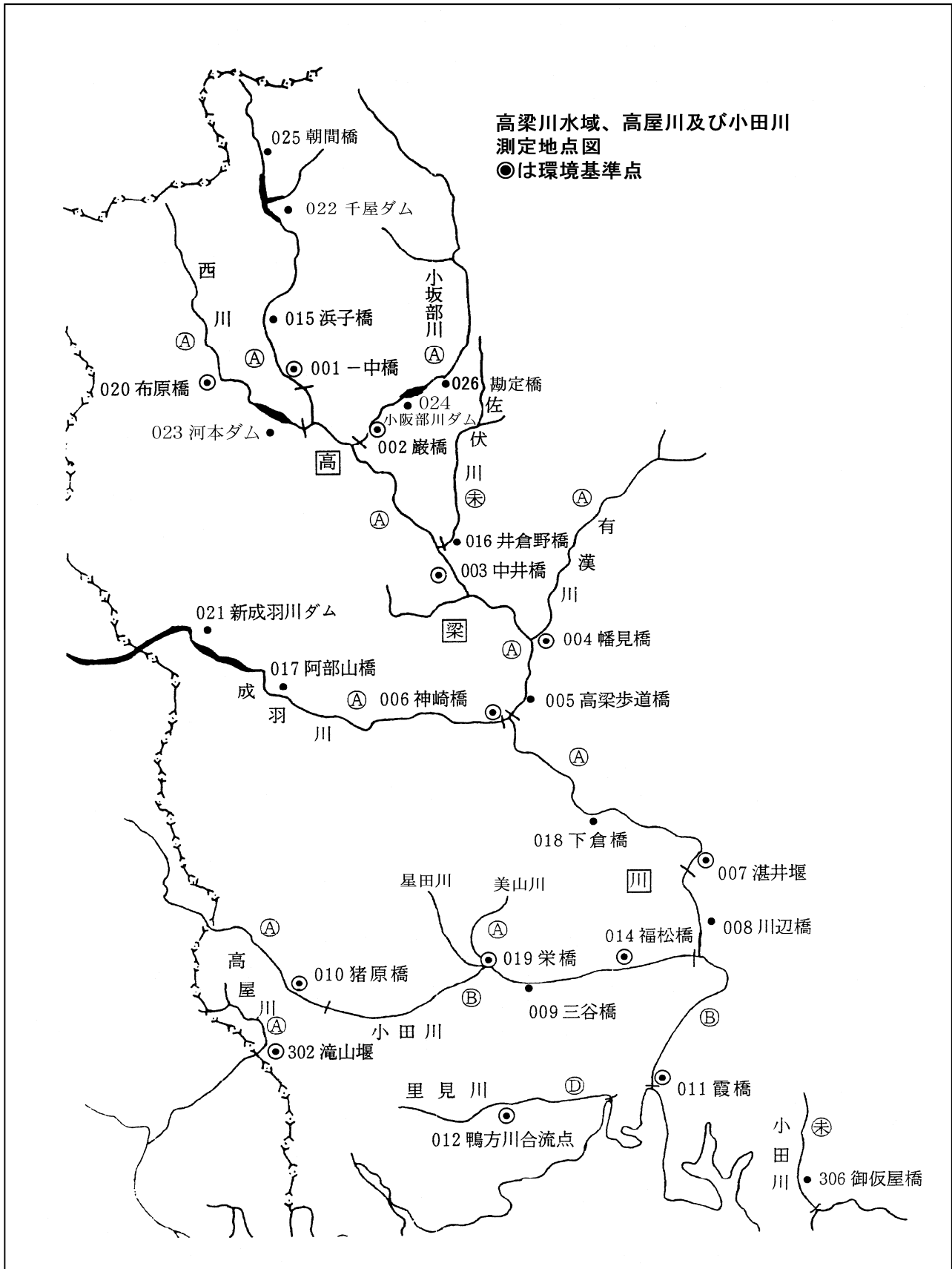
水域名	地点名	項目	回数	変更の理由
玉島港区	玉島港奥部	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
水島港区	水島港口部	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
水島地先海域（甲）	玉島港沖合	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
	上水島北	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
	濃地諸島東	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
水島地先海域（乙）	網代諸島沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
児島湾（甲）	同和鉱業沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため
児島湾（乙）	旭川河口部	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
	吉井川河口部	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
	横樋沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため
	九幡沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため
	阿津沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため
	向小串沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため
児島湾（丙）	別荘沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
	児島湾口沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→2	環境基準項目への追加のため
	波張崎南	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
	出崎東沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
	銚島沖合	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
備讃瀬戸	青佐鼻沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
	北木島布越崎北	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
	久須美鼻東	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	1→2	環境基準項目への追加のため
	大槌島北	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
牛窓地先海域	前島南西	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
	前島東南	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
播磨灘北西部	長島西南沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため
	鹿久居島東沖	1,4-ｼﾞ ｷﾝ	0→1	環境基準項目への追加のため

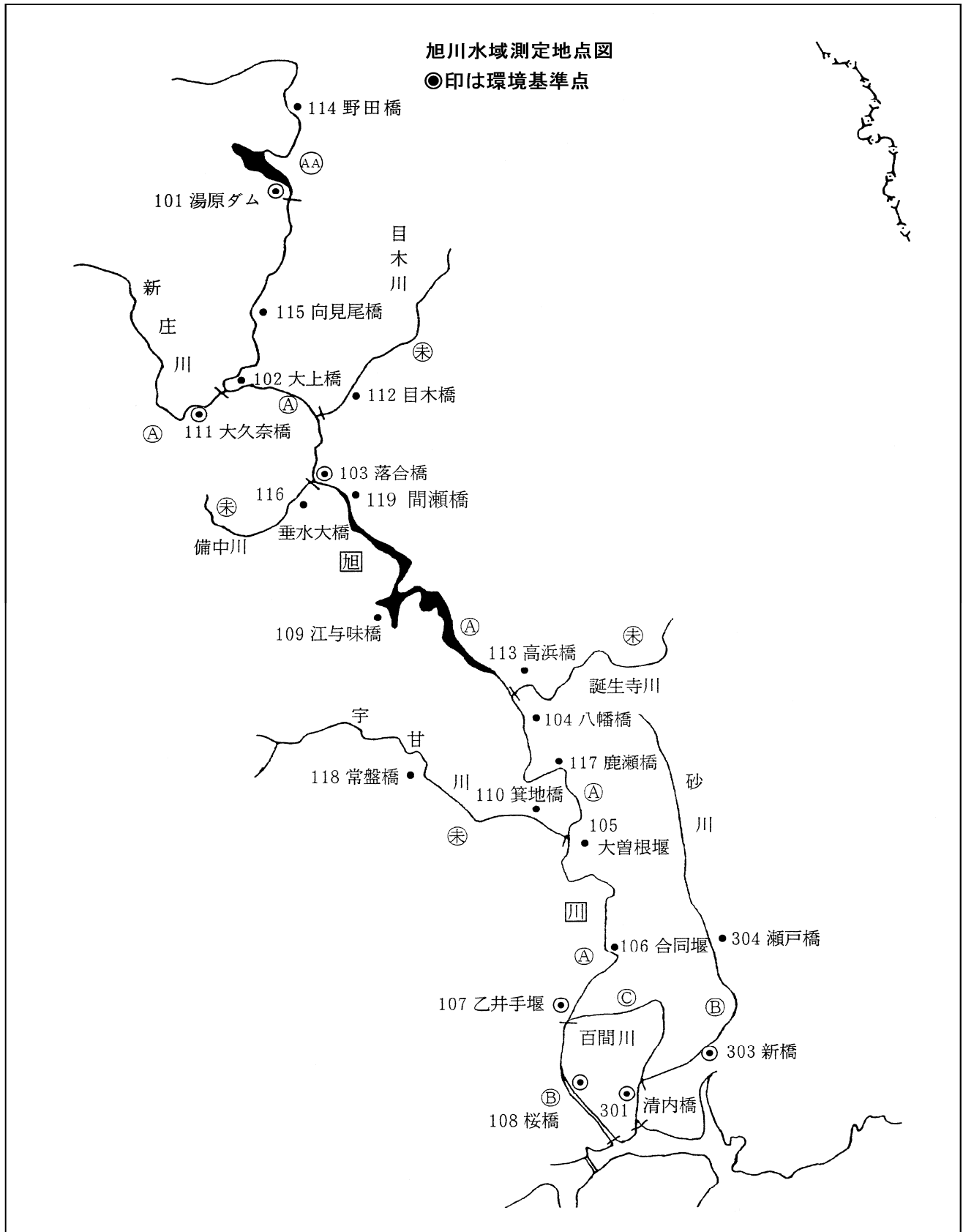
別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）

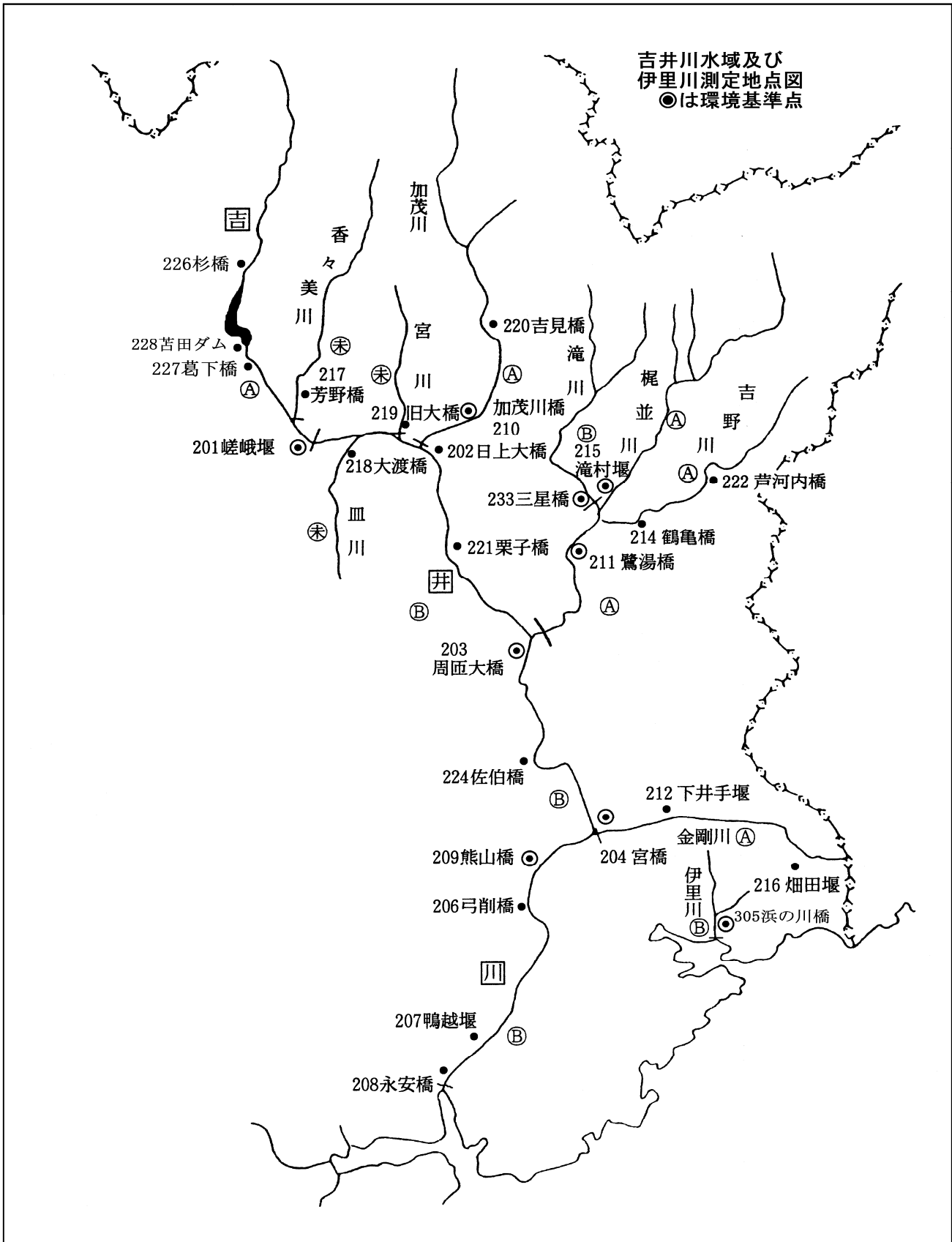
測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本工業規格 K0102(以下、「規格」という。)12.1 に定める方法	—	—
	溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 21 に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5	<0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」という。)付表 10 に掲げる方法	0.5	ND
	浮遊物質質量(SS)	告示付表8に掲げる方法	1	<1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E00
	全窒素	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法(ただし海域にあっては規格 45.4)	0.05	<0.05
	全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)	0.001	<0.001
	健康項目	カドミウム	規格 55 に定める方法	0.0003
全シアン		規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1	ND
鉛		規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム		規格 65.2 に定める方法	0.02	<0.02
ヒ素		規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
総水銀		告示付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀		告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
PCB		告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロロメタン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		同上	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		同上	0.002	<0.002
テトラクロロエチレン		同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム		告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン		告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		同上	0.002	<0.002
ベンゼン		日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
セレン		規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
ふっ素		規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素		規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
1,4-ジオキサン		付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
その他項目	銅	規格 52.2, 52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	日本工業規格 M0202 の 32.a).2) 又は 32.a).3) 及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	日本工業規格 M0202 の 33.a).2) 又は 33.a).3) 及び規格 56.2, 56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法又は規格 42.2 に定める方法	0.01	<0.01
	りん酸態りん	海洋観測指針に掲げる方法	0.01	<0.01
	塩素量	海洋観測指針 5.3(サリメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(旧建設省)に掲げる方法	0.1 ($\mu\text{g/L}$)	<0.1
	トリハロタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	クロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イソキサチオン	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」)1 の第1 又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジン	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	フェントロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロタロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノバルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロヘンボス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005	
塩化ビニルモノマー	追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002	
エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001	
全マンガン	規格 56.2, 56.3, 56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02	
ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002	
フェノール	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号通知付表1に掲げる方法	0.001	<0.001	
ホルムアルデヒド	同上通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003	

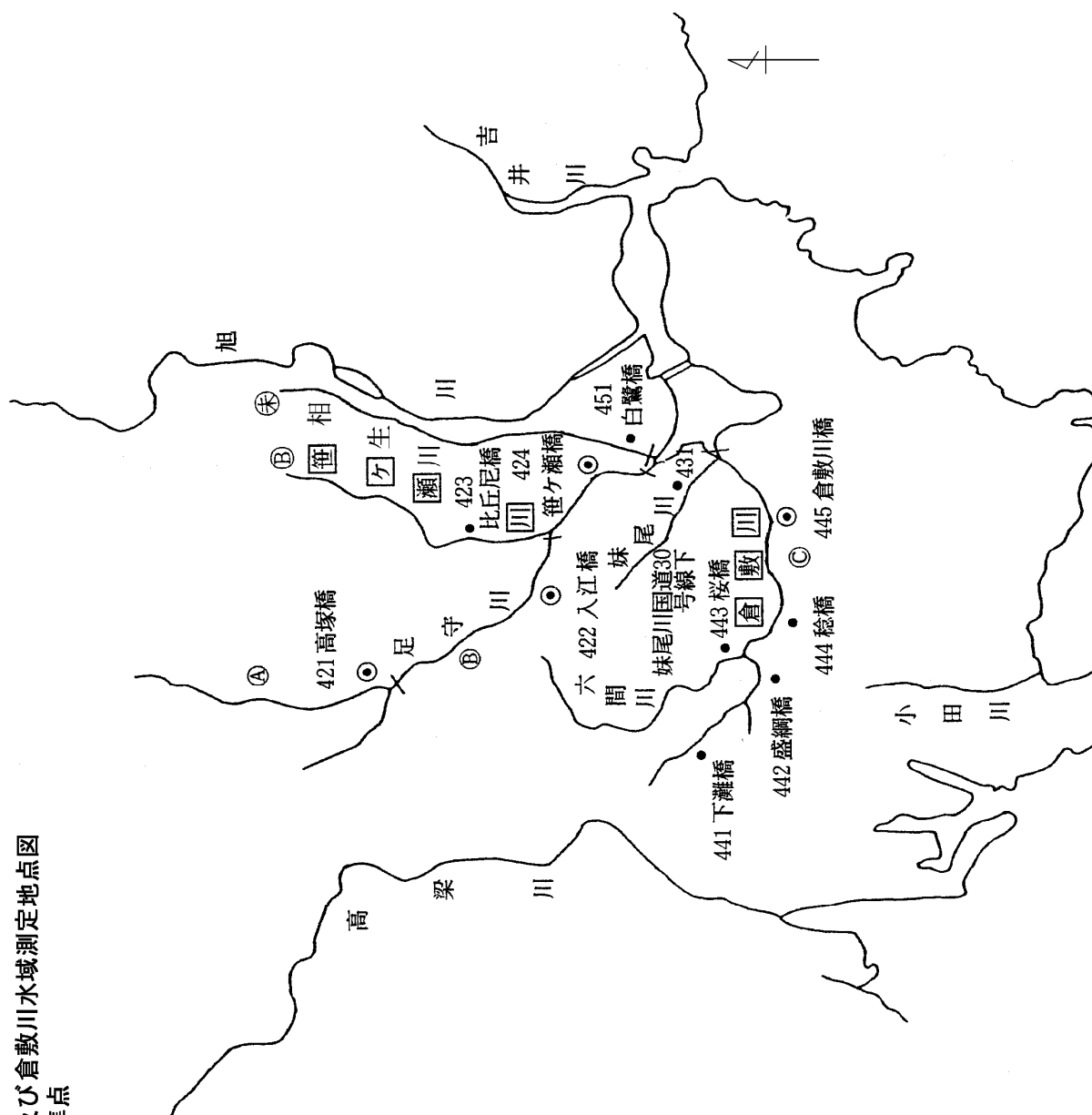
備考 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。

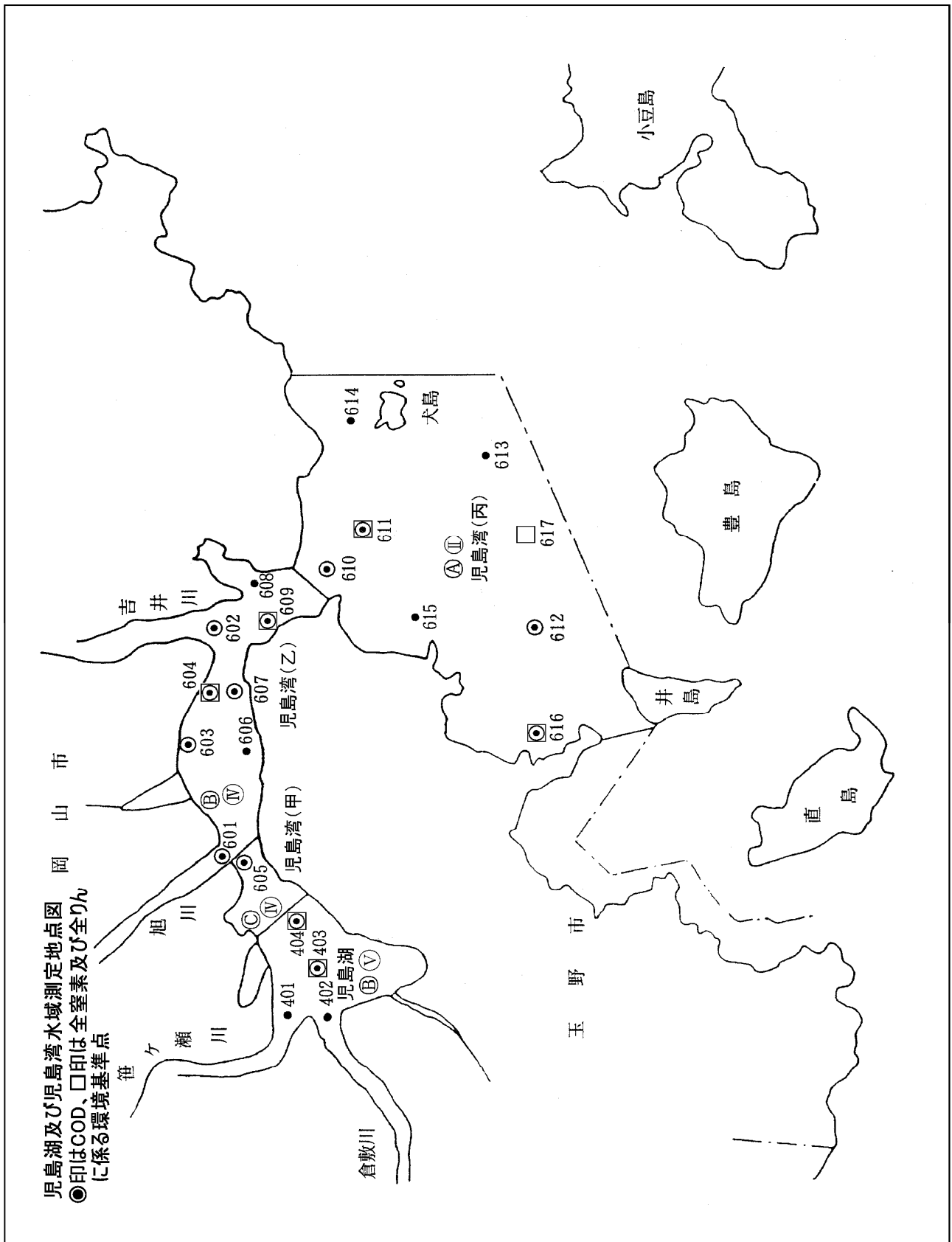


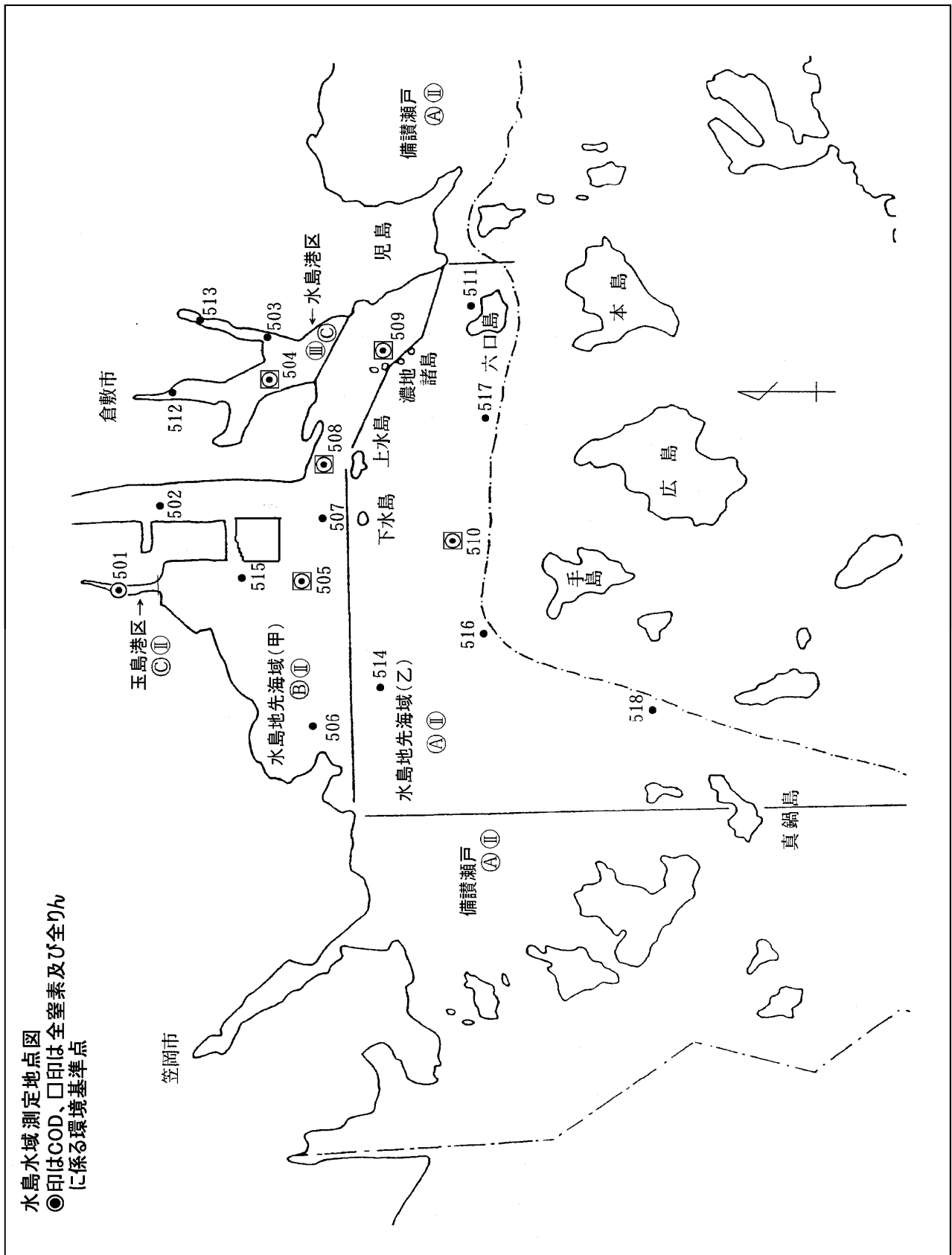


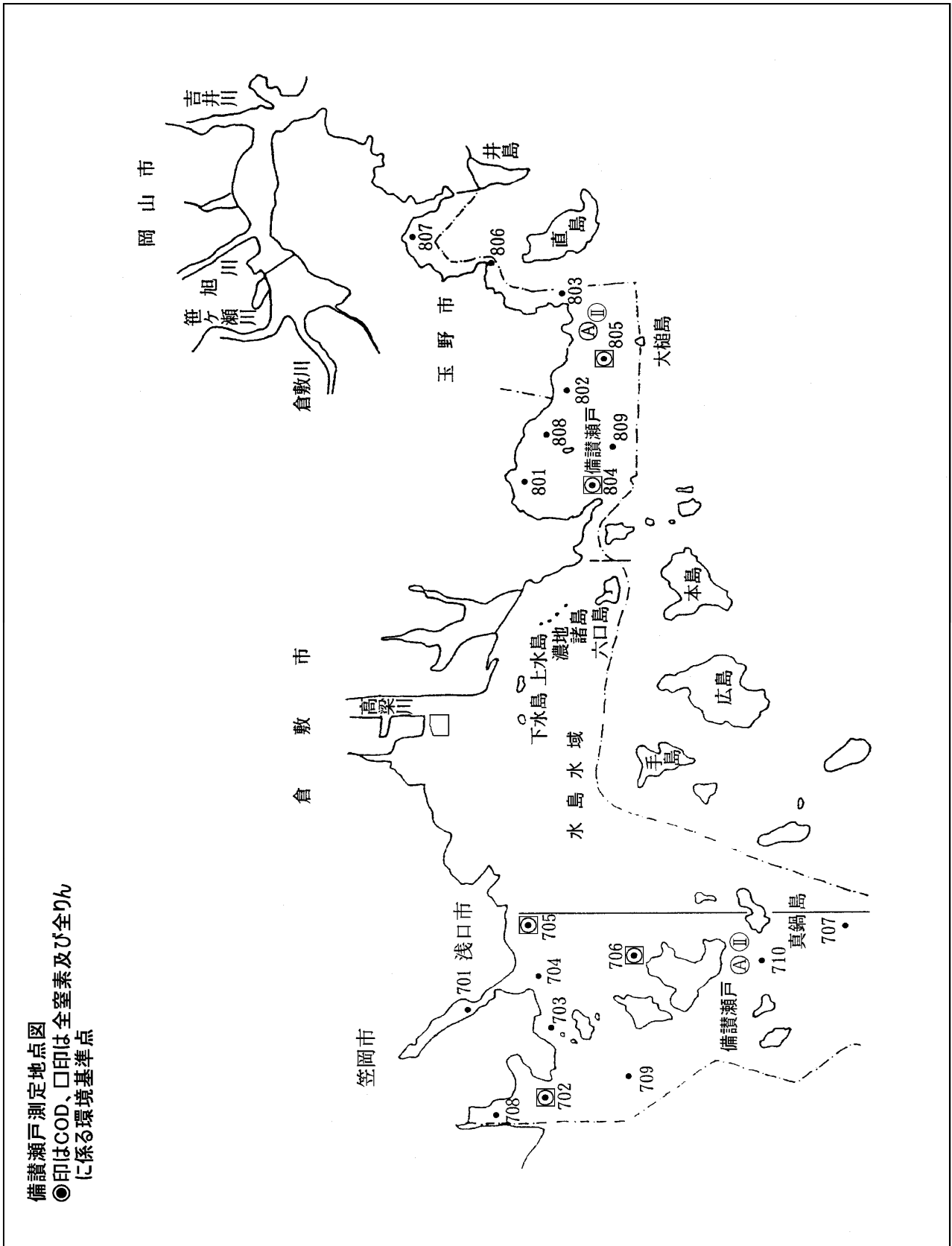


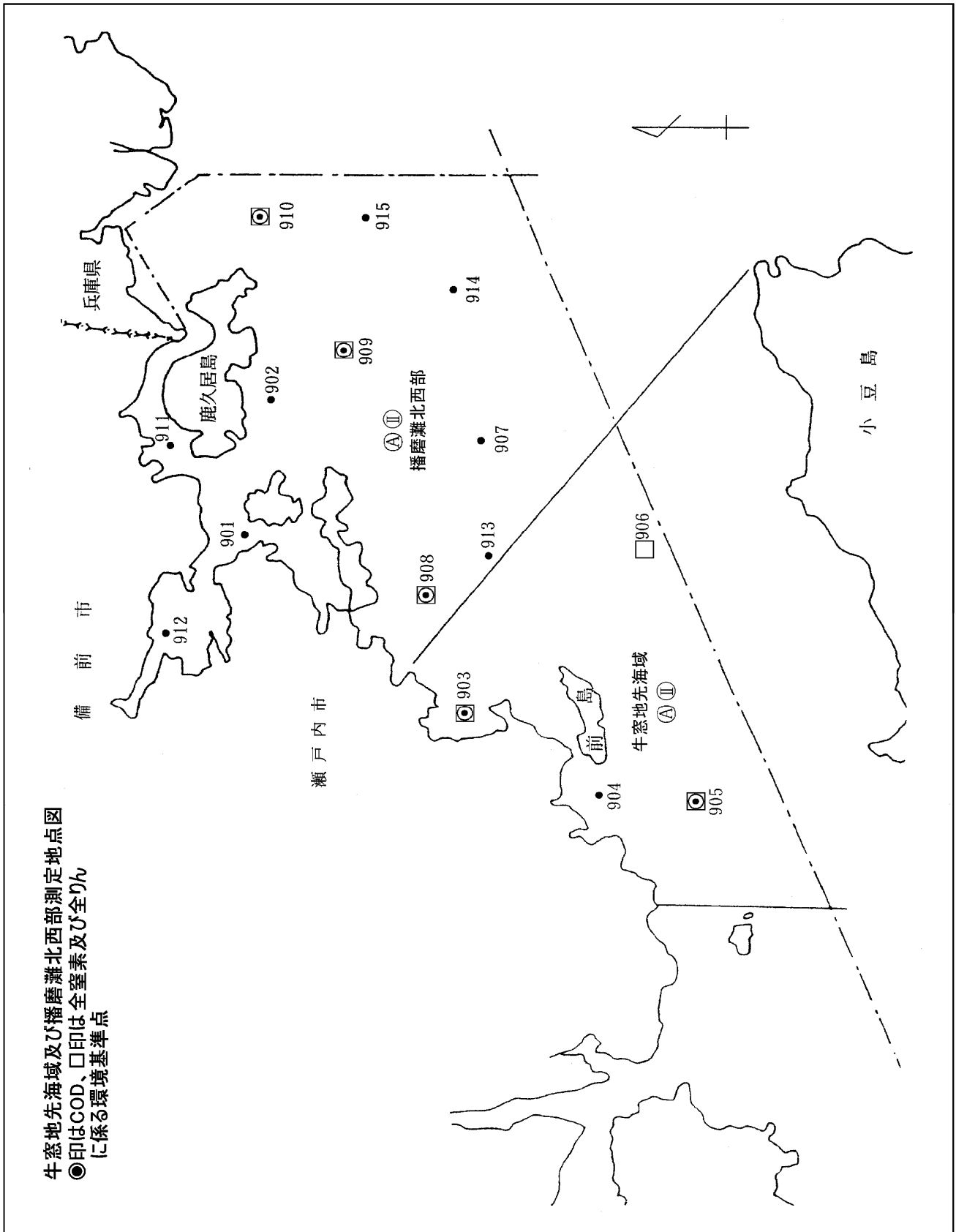
笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
 ●印は環境基準点











平成 23 年度地下水の水質測定計画

1 目的

平成 23 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 35 地点、継続監視調査 11 地点において、別表 1 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	4	6	6	35
継続監視調査	2	1	4	4	11
合計	21	5	10	10	46

※概況調査について、国土交通省は定点方式により、岡山県、岡山市及び倉敷市はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（2 地点）

国土交通省：ひ素（1 地点）

岡山市：ひ素（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2 地点）、ふっ素（1 地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（3 地点）、ひ素及びふっ素（1 地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年 1 ～ 2 回測定する。

5 測定方法

- ア 測定方法及び報告下限値は、別表2のとおりとする。
- イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。
- ウ 採水位置は、表層（水面下 0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知等

国土交通省、岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

<参 考>

過年度測定計画からの変更点は、次のとおりである。

測定区分	変 更 点	増減の理由
概況調査	<ul style="list-style-type: none">・ 1,4-ジ^oキサン及び塩化ビニルモノマーの調査を、全井戸で実施する。・ 1,2-ジ^oクロエチレンについて、全井戸でシス体・トランス体を合わせて調査する。	環境基準項目への追加のため。
継続監視調査	<ul style="list-style-type: none">・ 1,2-ジ^oクロエチレンについて、全井戸でシス体・トランス体を合わせて調査する。	環境基準項目への追加のため。

別表2 測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
カドミウム	日本工業規格(以下、「規格」)K0102の55に定める方法	0.0003	<0.0003
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法	0.1	ND
鉛	規格K0102の54に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法	0.02	<0.02
ひ素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.005	<0.005
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下、「告示」)付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	平成9年環境庁告示第10号の付表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	同上	0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	<0.001
セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素にあつては、規格43.1に定める方法	0.01	<0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
ふっ素	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.03	<0.03
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

環境基準項目

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
クロホルム	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
イキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
ダイズリン	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
フェントチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
イプロチオラン	同上	0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
クロタコニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロロボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロヘンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
クロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 K0125 の 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 K0125 の 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水管発第040331005号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格 K0125 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002

備考 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。

別図 平成23年度地下水水質調査地点図

